

○国土交通省告示第三百七十二号

稚内空港の施設について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年三月二十四日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

- 一 設置者の氏名及び住所 国土交通大臣 東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
 - 二 空港の名称及び位置 稚内空港 北海道稚内市
 - 三 変更した事項（変更前の事項については、令和三年国土交通省告示第三百三十六号を参照。）
 - イ 空港の範囲 別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分
 - ロ 空港の総面積 百十万千四百七十九平方メートル
- （注） 空港の範囲を示す詳細図を東京航空局稚内空港事務所において縦覧に供する。

別図 稚内空港

